

被災者のみなさまへ

令和6年1月
長崎県警察本部交通部

令和6年能登半島地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく**特定非常災害**に指定され、次の措置が講じられます。

① 運転免許証の有効期間の延長

一定の地域（※）の方等を対象に運転免許の有効期間（令和6年1月1日以後に満了するもの）について、有効期間が**令和6年6月30日（日）まで延長**されます。

（※）令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用地域

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが**特定非常災害によるものであることが認められた場合には、令和6年4月30日（火）までに履行**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

【適用を受ける交通警察業務】

- ① 安全運転管理者等の選任及び解任の届出（選任等した日から15日以内）
- ② 臨時認知機能検査の受検（通知を受けてから1か月以内）
- ③ 臨時高齢者講習の受講（通知を受けてから1か月以内）
- ④ 医師の診断書の提出（提出命令を受けてから2か月以内）
- ⑤ 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講（受講命令を受けてから3か月以内）
- ⑥ 自転車運転者講習の受講（受講命令を受けてから3か月以内）
- ⑦ 保管場所の変更等の届出（変更から15日以内）
- ⑧ 自動車運転代行業に係る変更の届出（変更から10日以内）

※ 延長・猶予の対象や手続の詳細については、お住まいの地域の警察署、大村運転免許試験場、長崎運転免許センターまでお問合せください。